

令和元年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和元年9月5日(木)

令和元年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月5日(木) 開会 午前10時00分
散会 午後15時12分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

| | |
|----------------|-----------------|
| <u>1番 伊藤芳孝</u> | <u>2番 森田昭夫</u> |
| <u>3番 山本典式</u> | <u>4番 浅尾もと子</u> |
| <u>5番 加藤彰男</u> | <u>6番 伊藤真千子</u> |
| <u>7番 伊藤紋次</u> | <u>8番 原田安生</u> |

不応招議員 なし

| | |
|----------------|-----------------|
| <u>1番 伊藤芳孝</u> | <u>2番 森田昭夫</u> |
| <u>3番 山本典式</u> | <u>4番 浅尾もと子</u> |
| <u>5番 加藤彰男</u> | <u>6番 伊藤真千子</u> |
| <u>7番 伊藤紋次</u> | <u>8番 原田安生</u> |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------|------|
| 町長 | 村上孝治 | 副町長 | 伊藤克明 |
| 教育長 | 佐々木尚也 | 総務課長 | 内藤敏行 |
| 税務会計課長 | 前知忠和 | 参事兼振興課長 | 丹羽貴裕 |
| 地域支援課長 | 加藤文一 | 医療センター事務長 | 伊藤知幸 |
| 住民福祉課長 | 伊藤太 | 経済課長 | 夏目明剛 |
| 事業課長 | 伊藤久司 | 教育課長 | 栗嶋賢司 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸 書記 加藤寿基

令和元年第3回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 認定案第 1 号 平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 2 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 3 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 4 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 5 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 6 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 7 号 平成 30 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 8 号 平成 30 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 9 号 平成 30 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定案第 10 号 平成 30 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定案第 11 号 平成 30 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定案第 12 号 平成 30 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定案第 13 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 68 号 東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 69 号 東栄町印鑑条例の全部改正について
- 日程第 21 議案第 70 号 東栄町町税条例の一部改正について

| | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 2 | 議案第 7 1 号 | 東栄町職員の分限の手続き及び効果に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 2 3 | 議案第 7 2 号 | 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 4 | 議案第 7 3 号 | 東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 5 | 議案第 7 4 号 | 東栄町消防団設置条例の一部改正について |
| 日程第 2 6 | 議案第 7 5 号 | 東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 7 | 議案第 7 6 号 | 東栄町辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第 2 8 | 議案第 7 7 号 | 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 2 9 | 議案第 7 8 号 | 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 3 0 | 議案第 7 9 号 | 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 3 1 | 議案第 8 0 号 | 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について |
| 日程第 3 2 | 承認第 1 号 | 東栄町表彰審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 3 | 同意案第 5 号 | 東栄町教育委員の任命について |
| 日程第 3 4 | 報告第 3 号 | 平成 30 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について |

開 会

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『令和元年第3回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（原田安生君）

日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により「1番 伊藤芳孝君」、「4番 浅尾もと子君」の2名を指名します。

会期の決定

議長（伊藤芳孝君）

日程第2『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布いたしてあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

それでは「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和元年第3回東栄町議会定例会。会期日程は14日間でございます。9月5日（木）午前10時、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託。9月6日（金）午前10時、本会議、一般質問。9月7日（土）休会。9月8日（日）休会。9月9日（月）休会。9月10日（火）休会。9月11日（水）午前10時、決算特別委員会、付託案件審査。9月12日（木）午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。午後1時、文教福祉委員会、付託案件審査。9月13日（金）休会。9月14日（土）休会。9月15日（日）休会。9月16日（月）休会。9月17日（火）休会。9月18日（水）午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から9月18日までの14日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月18日までの14日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3『諸般の報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

3番（山本典式君）

それでは 議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、8月19日（月）及び9月2日（月）の両日、当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。8月19日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長。9月2日については、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は、副町長と総務課長でした。

令和元年第3回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から9月18日までの14日間でございます。

付議事件につきましては、認定案13件、議案13件、承認1件、同意案1件、報告1件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、決算特別委員会及び常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は4名であり、9月6日（金）午前10時より開催いたします。

続いて、陳情書等の関係ですが、お手元にお配りしました「陳情・請願等一覧表」のとおり、陳情5件、要望1件について、個別に審査いたしました。審査の結果、受理番号3番、4番、5番は「文教福祉委員会 協議会」に付託し、他3件につきましては、いずれも「議長預かり」といたしました。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出いただきたいと思います。

最後になりますが、令和元年第3回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

令和元年第3回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりまして、ご報告いたします。

令和元年 第2回定例会以降の行事等につきましては、お手元に諸報告として一覧表を配布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。

次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から6月25日に5月分、7月26日に6月分、8月28日に7月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

陳情書等の取り扱いにつきましては、さきほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（原田安生君）

以上で諸報告を終わります。

----- 行政報告・町長大綱説明 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4『行政報告』及び日程第5『町長提出議案大綱説明』を行います。町長から行政報告と、本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

改めまして、皆さんおはようございます。冒頭議長からもお話がありましたように、昨夜母親が急変をいたしまして、深夜亡くなったという状況でございます。

第3回の議会定例会ということで行政報告をさせていただきます。6月議会定例会以降の町政の取り組み状況等につきまして、主な取り組みをご報告させていただきます。議会定例会での報告後、以前同様町ホームページ等への掲載、町民等への配布をさせていただきたいというふうに思っております。今後も町民に対しての情報提供として、引き続き続けてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、少しお時間をいただきます。

今年の夏は、全国で記録的な「災害級の暑さ」となり、熱中症で5月から9月で159名が亡くなりました。また、西日本を中心に大きな被害をもたらした「平成30年7月豪雨」は、異常気象だと言われております。一方、今年は活発な梅雨前線の影響によりまして、九州北部地方を中心とする記録的な大雨となり、死者が出るような大きな災害が発生をしております。最近は皆さんもご承知のように、予想することのできない気象現象が起き、ゲリラ豪雨（局地的大雨）や、昨日もそうでしたが落雷などによる被害も全国で頻繁に発生しています。幸いにも東栄町では大きな被害はなく、倒木による被害が数件発生をしておりますが、避難所を開設

するような大きな災害はありません。安堵しているところでございます。今後もしっかりとした情報収集などに努め、安全確保を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、9月に入りまして、まだ日中は残暑が残りますが、朝晩は少し秋の気配が感じられるようになったところでございます。本日は、令和元年第3回東栄町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜り心から感謝申し上げます。それでは、6月定例会以降の主な取り組みを報告させていただき、引き続いて、本日も提案をいたします議案等の提案理由についての説明をさせていただきます。

まず、ご承知の通り、今年は統一地方選の年でございました。2月に愛知県知事選挙、4月には前半、愛知県議会議員選挙、これは無投票でございました。そして東栄町長及び東栄町議会議員選挙があり、さらに統一選最後の第25回参議院議員通常選挙が7月の4日に公示され、7月21日に投開票がされたところでございます。東栄町においては、今回の参議院選挙も4月の町長・議会議員選挙と同様に投票時間を繰り上げ、午後6時までとしましたが問題もなく、事務の効率化と経費の削減ができたものと考えております。東栄町の投票率は65.19%でございました。郡内3町村が愛知県下ではいずれも上位であったということでございます。

次に愛知県への総合要望活動を町執行部と東栄町議会（正副議長、総務経済委員長、文教福祉委員長）4名の参加をいただき、合同で8月21日に地元の県会議員峰野先生にもご同行いただき、知事、副知事はじめ関係局へ、愛知県の施策・取り組みに対する東栄町からの要請をさせていただきました。また、愛知県議会へも同様に要望をいたしたところでございます。当日は知事には会えませんでした。青山副知事が在席をされておりましたので、所管の医療関係につきまして、直接副知事をお願いをさせていただいたところでございます。また、各局とも局長及び部長はじめ幹部の方々には、丁寧にご対応いただきました。今後もいろいろな機会を通じて、国・県への要請活動を行ってまいります。各議員の皆様にも、それぞれのお立場で東栄町のために、ご尽力をいただきたいと思います。

そして、この地域にとって必要な道路整備につきましては、愛知県建設局へ「道路等基盤整備に関する要望書」として個別に作成をし、幹部の皆様には要望をさせていただいたところでございます。また、今週9月10日に愛知県議会建設委員会の管内視察がございまして、その場で現状を報告させていただき、個別の案件等を要望させていただく予定となっております。そして、国への要望につきましては、三遠南信自動車道はじめ東三河縦貫道、我々の地域でありますと北設井桁道路などにつきましても6月の21日、7月の8日、8月1日、8月5日に国土交通省、財務省、中部整備局などに、三遠南信地域、東三河地域での合同も含め、要望会を行っているところでございます。

国では、2020年度の予算案の編成作業において、各省庁の概算要求が既に始まっております。我々もしっかりと情報収集に努め、財源の確保等を図らなければなりません。まだまだこれから年末に向け、しっかりと国・県への要望、そして国会議員の先生方へも積極的に要望活動を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、三遠南信自動車道につきましては、3月の2日に「東栄ICから佐久間川合IC」が開通とされたところでございます。東栄町にも高規格道路のICが初めて一部共有がされ、利便性が大きく向上しております。「東栄ICから鳳来峡IC」間の早期完成が待ち望まれる中、2年前の平成29年8月28日に三遠道路3号トンネル（総延長3,566m）の工事の祈願祭

が行われ、着手をされました。地元関係者の皆様には並々ならぬご尽力をいただき、ちょうど2年後となる令和元年8月28日、同じ日に貫通式が行われました。冬の難所であります国道151号の「池場坂」のバイパスとして早期開通が待ち望まれるところでございます。残りのトンネル工事も3カ所ございますが、まもなく発注されるとお聞きしております。今後も積極的な町として、できる限りの協力をしてまいりたいと思っております。そして、さらに安全に着実に工事を進められ、開通の日を迎えられるよう期待をしているところでございます。

次に、山村問題懇談会が、今年8月の2日に豊根村で開催をされました。三河山間地域（岡崎市・豊田市・新城市・北設3町村）の首長と大村愛知県知事はじめ県幹部、山村離島振興連盟の愛知県議会議員の皆様にご出席をいただき、今回のテーマの「関係人口に着目した定住人口の増加について」の取り組み状況や課題について意見交換をさせていただきました。「この地域に暮らす住民がその価値を認識したまちづくりを行うことで独自の魅力となることや、こうした価値に共感し、地域の人たちと多様にかかわる関係人口の存在が、地域の存続に必要な不可欠な存在であります」等々、様々な意見がございました。また、懸念する点といたしましては、北設楽郡においては都市部との情報の格差だったり、公共交通の問題などがあげられ、その他多くの項目について、県と意見交換をさせていただいたところであります。来年は岡崎市での開催となります。

次に、第6次東栄町総合計画の後期計画及び第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時期を迎え、今年度は町内プロジェクトを組織し職員間で研修及び検討会を行っているところであります。プロジェクトとしましては、「公共交通の充実による暮らしやすさの向上」「高齢者の生活支援施策の強化」「防災機能の強化」「歩けるまちの再生」「働き年代の還流」「町民所得の向上」「まちづくりの担い手と育成」「行財政の適正化」「国土利用法市町村計画策定による計画的なまちづくり」「暮らしの環境の向上」として、振興課が中心となって現在進めているところであります。それぞれで検討した結果等を次期計画に反映していきたいと考えております。第6次東栄町総合計画後期計画の策定に向けた住民意識調査もこの9月から実施をさせていただいております。総合戦略については、行政評価や関係団体へのヒアリングなどを行ったのち、総合戦略推進会議を開催し、原案を取りまとめていく予定であります。また、昨年引き続き、住民座談会も開催を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

医療センター等整備体制と6つの強化策推選体制についてでございます。推進体制全体を統括します統括会議は、町長・議会文教福祉委員長・医療センター長・明峰福社会理事長・町社会福祉協議会長・愛厚すぎのきの里所長の6名で構成をしております。全体管理調整会議は、副町長以下、住民福祉課長・医療センター事務長・看護師長・監理官・町社会福祉協議会局長・やまゆり荘長の7名となっております。事務局は住民福祉課長はじめ課内担当係長の4名と医療センター管理係長を合わせた5名となっております。6つの強化対策については、1つ目が在宅医療・介護サービス強化チーム、2つ目が緑風園・やまゆり荘受け入れチーム、3つ目が移送サービス実施チーム、4つ目が後方支援体制強化チームを設け、それぞれで会議を開き、研究検討を重ねていただいております。

一方、医療センターと保健福祉センターの整備については、それぞれの整備グループ会議で検討会が始まっております。医療センターにおいては、役場、医療センターの職員をはじめ16名で組織し、現在、規模、機能等を踏まえて再度チェックを行い、案を取りまとめ中であります。今後の設計に反映させていきたいと思っております。保健福祉センターについても、役場、

医療センター、各種団体の方含め 16 名で会議が始まっております。こちらもたたき台となる案を作成し取り組んでいただいております。今後は、この推進体制をもって進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。また、以前、議会に報告をさせていただきましたスケジュールに沿って進めてまいりたいと存じますが、議会への報告や住民への周知など、案がまとまった段階で正確な情報をしっかりとお伝えしてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

8月の19日に北設楽郡医療等に関する協議会を開催し、平成30年度の事業実績及び決算を認定いただきました。また、令和元年度の事業計画及び予算も承認いただいたところであります。元年度の郡内診療体制等については、新城市民病院の協力をいただいております。特に入院施設を持っている東栄医療センターは、宿直医・日直医も特に新城市民病院医師や他の医師の協力をいただかなければ病床運営ができない状況にあります。従って、現段階での救急受け入れもできない状況はご理解をいただけるものと思っております。ご承知のほどよろしくお願いをいたします。この協議会で、東栄医療センター等施設整備についての今後のスケジュールなど情報提供させていただきました。そして皆さんと意見交換を行ったところでありますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、課ごとの主な報告させていただきます。最初に総務課関係でございます。9月1日の日曜日に防災訓練を実施いたしました。本年度も昨年に引き続き、安全行動訓練（シェイクアウト訓練後の避難所への避難訓練）、無線通信訓練、これはアマチュア無線とI P無線による無線交信の訓練を行いました。避難所立ち上げ訓練などを中心に行ったところでございます。役場においての内容につきましては、初動訓練、災害対策本部運営訓練を中心にマニュアルに基づく初動等の時の行動、BCP（事業継続計画）の策定を見据え、現行マニュアルの再検討と災害対策本部要綱の分掌事務についての確認を行ったところでございます。

昨年度から、防災士の育成に取り組んでまいりましたが、現在14名が防災士の資格を取得していただきました。その方たちで自主的に東栄町防災士会を立ち上げ、6月、8月、9月と会議を重ねていただいております。今年も防災士の講習会が11月に予定をされていますので、ぜひ町の補助金を活用し、多くの方にご参加をいただき、さらに防災士を育成してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、令和2年度採用予定の町職員採用試験をこの9月22日に1次試験を行います。受験者が思うように集まりません。近隣市町村を含め、厳しい状況が近年続いております。本年度も定年退職、自己都合退職もございますので、今後再度2次募集等を行う予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、行政・防災無線のデジタル化につきましては、契約後事業に着手をさせていただきました。今回初めて「北設情報ネットワーク」を利用して、24時間いつでも情報が見られるよう各世帯へはテレビで各種情報配信を行います。総務課行政係、振興課観光情報係等、役場内においてもしっかりと連携し準備を進めてまいります。来年4月からの配信ができるよう職員研修も随時開催をしてまいりたいと思っております。また、住民の方、特に高齢者の方々へは使い方の講習など、色々な機会を通じて行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に振興課についてでございます。冒頭お話をさせていただきました総合計画の後期計画・総合戦略の策定期間が来ますので、それに向かって随時進めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

観光についてですが、観光まちづくり協会との関係や業務の関わりなど、年度内に来年度以降の観光計画の進め方の方向性をまとめたいと考えておるところでございます。

自治体交流を行っております大治町との交流でございます。平成 29 年 3 月に友好自治体の締結をしております。平成 29 年度から交流事業を始めておりますが、毎年夏には公民館活動で子どもたち 50 人程が川遊びに訪れていただいております。そして商工会青年部同士の交流も昨年から続いております。老人クラブ間では昨年は大治町でのスポーツ大会を通じて交流を図りました。今年は東栄町に大治町の老人クラブ方がお出かけをいただき、東栄町での交流会が行われるということでございます。そして 11 月に開催される大治町で一番大きなイベントであります「大治町ふれあいフェスティバル」へは、今年も振草川漁協と山菜王国研究会の皆さん、商工会青年部の皆さんにも引き続き出店をいただく予定としております。大治町では、東栄町施設を利用した人への助成制度を設けていただいております。そのようなこともあり、いろいろなイベントや各施設を大治町の皆様にご利用いただいているところであります。今後とも大治町との交流を促進してまいりたいと思っております。

次に地域支援課関係です。まず「移住ソムリエ」ですが、今年の 2 月に 29 の個人と団体に認定をさせていただき、移住定住者への橋渡しの役割を期待してスタートしたところでございます。現在は 67 の個人と団体の方々に認定をし、移住促進にお手伝いをいただいているところでございます。

地域おこし協力隊 1 名も不動産業を立ち上げ、宅地宅建取引を町内でできるよう行政との連携を密に空き家対策に取り組んでいただいております。また、町内に新たに、本郷地区、岡本ですが空き家を改修した「囲炉裏バー」と三輪地区と東栄駅前にアンテナショップが開業される予定となっております。さらに、中設楽地内では遊休農地を借りて、農業従事者法人を設立する動きも出てきております。

令和元年度も現在までに、6 件の空き家が賃貸・売買により移住が決まりました。なお、現在相談中が 5 件という状況でございます。このような状況でございますので、今 9 月議会において、空き家活用支援補助金の増額補正をお願いするところでございます。

そして 9 月 10 日には、豊川信用金庫と北設楽郡 3 町村それぞれと「空き家活用及び除去の促進に係る連携・協力に関する覚書」の締結を行う予定でございます。内容につきましては、自治体の空き家対策事業の推進を後押しする「かわしん 空き家対策応援ローン」を販売するもので、連携協力事項としては、空き家の情報提供、金融面の相談、適用金利の優遇等でございます。

住民福祉課関係でございます。医療関係は先ほど報告させていただきましたので割愛させていただきます。保育園につきましては、4 月から 1 園となり、保育時間の延長なども含め、新たな運営しているところでございます。7 月 17 日に私も保育園に出向かせていただき、保育園の職員と住民福祉課の保育園担当職員とで懇談会を行いました。4 月からの保育園の状況報告や課題などをいただき、意見交換をさせていただいております。まだ始まったばかりでございます。今後も風通しの良い保育運営ができるよう随時、このような懇談会を続けてまいりたいと思っております。そして放課後児童クラブ、子育て支援センターの状況も、今年から新たに配置をさせていただいた職員、保育士でございますが、7 月 23 日に懇談会をさせていただき課題を含め、今後一層充実していくための取り組み等について、意見交換をしたところでございます。

8月28日には、第1回の子ども子育て会議を開催いたしました。平成27年3月に策定をした「子ども・子育て支援事業計画」の見直しの年となっておりますので、5年間の事業進捗や課題を整理し、子育て世代へのアンケート調査や聞き取り調査などを実施し、令和2年からの5カ年計画を策定してまいりたいと思っております。

9月は敬老の日がございます。各地区の敬老会もこの9月に開催されますので、長寿のお祝いをいただきますようお願いいたします。

それから北設楽郡広域事務組合の可燃ごみ処理についてでございます。以前、議会へは経過等をご報告させていただいたところでございます。「東三河ごみ焼却施設広域化計画」に基づき、令和13年度までに東三河地域（豊川市・蒲郡市・新城市・北設楽郡ブロック）のごみ処理施設を1カ所とする方策を決定することになっているところでございます。ご承知のとおり、中田クリーンセンターは30年近く使用してきた2基の焼却炉の老朽化が著しく、近年維持修繕に年間5,000万円ほどがかかっているという状況でございます。愛知県のごみ焼却施設の広域化により、いずれは先ほど申しましたとおり東三河ブロック合同で1カ所の施設運営をすることとなりますので、その間どうしていくのかを組合で検討してまいりました。新城市、豊川市等での受け入れなども協議をしてきましたが、受け入れ条件等に問題点があることから、東三河ごみ処理焼却施設が広域化するまでの間の緊急避難的措置として、「民間へ可燃ごみの処理を委託する」方向性を組合議会で決定をいたしました。去る7月10日に、組合管理者をはじめ事務局職員と組合議会議員で、委託先候補の三重県伊賀市の三重中央開発を視察させていただいたところでございます。今後に向けて、しっかりと検討したうえで、決定していくこととなりますので、随時東栄町議会にも情報をお伝えしていきますので、ご承知のほどよろしくをお願いいたします。

経済課関係では、林業振興においては、あいち森と緑づくり事業について、本年度は本郷地区の奈根中在家の間伐、本郷地区の東山から駒久保地内の調査を実施する予定となっております。一方、森林環境譲与税に係る事業につきましては、総額17,754千円であります。境界確認事業、里山林整備事業等5つの事業と基金への積立金となっているところでございます。

鳥獣害対策につきましては、全員協議会でもお話をさせていただきました豚コレラ対策に係る鳥獣害駆除委託料イノシシの単価を13,000円増額するなど、今議会で関連予算を補正対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、とうえい温泉でございますが、おかげをもちまして7月16日に350万人を達成することができました。一方で、開業後17年が経過し、施設内は大変利用客にも褒められておりますが、大変きれいにさせていただいておりますが、特に機械の故障が頻繁にあり、最近も機械故障で臨時休業というようなことでございます。今後の対応が悩みの種となっているところでございます。しっかりと計画を立てて、随時対応していきたいと思っております。

次に、事業課につきましては、道路関係は先ほどお話をさせていただきました。水道につきましては、本年度、技術指導等を豊橋市にお願いしております。そういった状況でございます。また2023年度までに公営企業会計への移行を進めていますが、特に人口3万人未満の自治体においては、人手やノウハウが不足するため、国のアドバイザー制度を活用して、今後固定資産台帳の整備など会計適用への準備を進めていかなければならないというふうにご検討しております。

次に教育課関係です。B&G財団の助成金2,200万円を受けて整備を進めてきました海洋セ

ンタープールのリニューアル工事が無事完成をし、7月1日にB&G財団の東条事業部次長を来賓に迎え式典を開催し、式典終了後は、東栄小学校の皆様の中水運動会、午後からは「カヌー教室」と「水辺の安全教室」を行いました。そして、きれいなプールをこの夏休み中に多くの方にご利用いただいたところがございます。今後は、夏だけのプール利用でございますので、夏以外の利用を何かできないかといろいろな模索をしておりますが、ぜひ良いアイデアがありましたら、ご教示いただきたいと思いますとおるところでございます。

次に、愛知大学との連携事業であるサマースクールをこれは8月6日、7日の2日間で行いました。今年で12回目を迎えました。参加者は地元小学生、大変多く76名の子どもたちが参加しております。先生は愛知大学の19名の学生の皆さんでございました。サマースクールは大変好評をいただいておりますので、今後も愛知大学のお力をいただきながら、継続してまいりたいと考えております。

次にプロバスケットボールの三遠ネオフェニックスのサマースクールでございますが、今年も東栄町で8月の18日・19日の2日間の日程で開催をいたしました。グリーンハウスに宿泊をしていただき、練習会場は東栄中学校体育館を利用していただいております。そして地元の子どもたちもここに参加させていただいております。最終日は、オニスターカップの試合も行われ、東三河地域、それから浜松市等々から50名のスクール生にとって充実した2日間になったようであります。いつもですが、最後にとうえい温泉に入浴をしていただいております。来年度も引き続き、利用いただけるようでありますので、地元のプロリーグでありますので、10月からいよいよBリーグの試合が始まってまいります。試合観戦を含め、地元チームとして応援をしていただきたいと思いますと思っております。

最後に中学校体育祭が今週9月7日（土）、小学校運動会が14日（土）に開催されます。ぜひ皆様方もご参加をいただきますようお願いをいたして、行政報告とさせていただきます。

引き続き、本日提案をいたします議案等の提案理由についてのご説明をさせていただきます。今議会に上程いたします議案等につきましては、平成30年度の決算認定が13件、議案が12件、承認が1件、同意案1件、報告が1件でございます。合わせて28件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。それでは各議案について簡略に説明させていただきます。

認定案第1号『平成30年度一般会計歳入歳出決算認定』から認定案第13号『平成30年度国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定』についてですが、ご配布をいたしております業務報告書をご覧くださいと思います。一般会計は歳入総額が40億8,346万円、歳出総額が38億2,627万1千円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は2億3,548万7千円であります。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表す「単年度収支」は1億3,230万2千円の黒字となりました。単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰り上げ償還金、今回はございませんがこれを加え、実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を引いた「実質単年度収支額」は9,598万4千円の黒字となりました。

財政分析指標についてですが、健全化判断比率の実質公債費比率は8.4で昨年度より1ポイント、将来負担比率は31.6で9ポイント上がりました。

次に地方債残高は特別会計と合わせて49億5,218万円であります。前年度に比べ2,919万5千円の減となっております。

経常収支比率は97.4%で、前年度と比較して0.4ポイント下がりましたが、引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減が今後の課題でございます。各特別会計につきましても、予算どおり執行でき問題はありませんでした。

次に、東栄病院会計につきましては、平成30年度より直営化したことにより、収益的収支が大幅に増加をしました。一般会計からの負担金は、2億6,284万5千円となっております。資本的収支では、医療器械購入費に131万8千円、器具備品購入費に12万7千円、工事請負費は新館オイル地下タンク更新工事等で、314万6千円の支出額となっております。当年度純利益は86万5千円の黒字決算となっております。詳細については、決算特別委員会で各担当課長からご説明をさせていただきます。

議案第68号『東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』であります。地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第69号『東栄町印鑑条例の全部改正について』は、住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正するものでございます。

次に議案第70号『東栄町町税条例の一部改正について』は、地方税法等の一部改正に伴い、主に住民税関係で単身児童扶養者の非課税対象の拡大と、軽自動車税の税率軽減に関し改正するものでございます。

議案第71号『東栄町職員の分限の手続き及び効果に関する条例等の一部改正について』は、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する10の条例の一部を一括で改正するものでございます。

議案第72号『東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正』から議案第75号『東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第76号『東栄町辺地総合整備計画の変更について』は、辺地計画に町道整備を追加するものであります。

議案第77号『令和元年度一般会計補正予算(第4号)』は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,740万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億6,689万6千円とするものであります。

総務費の一般管理費ではL G W A N接続ルーター修繕料として、15万6千円を追加、住民情報システム改修等委託料に44万9千円、無線L A Nアクセスポイント増設委託料に51万9千円を新規に、職員の安全運転管理に係る費用として、会場使用料で3万8千円を追加計上しております。財産管理費では、告示用掲示板修繕料として36万8千円を追加、本庁舎玄関庇改修工事に68万2千円、市場集会所周辺町有地石積修繕工事に160万円を新規で計上しております。企画費では、空き家活用支援補助金に300万円を追加計上しました。税務総務費では、還付金に30万円を追加計上しました。民生費の障害者福祉費では、障害自立支援システム改修委託料に195万3千円を追加で計上しました。児童福祉費では、子育て支援センター屋根修繕料に21万6千円、児童手当等返還金に82万7千円を追加計上しました。衛生費の環境衛生費では、簡易水道特別家計操出金に709万7千円、住宅用の太陽光発電施設設置補助金に20万円を計上しております。農林水産業費の林業振興費では、野生イノシシに対する有害鳥獣駆

除委託料をはじめとする豚コレラ対策費として 177 万円を追加計上しています。次に観光費では、観光案内看板撤去工事に 40 万 2 千円を追加計上、地域振興費では、東栄フェスティバル報償費を 20 万円の減額、花祭PR・周遊促進業務委託料に 20 万円を計上しております。温泉施設費では、施設の修繕料として 167 万 2 千円を追加計上しております。土木費の道路橋梁維持費では、橋梁高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査委託料に 205 万円の新規計上であります。維持工事費に 300 万円を追加計上しております。急傾斜地対策事業費では、急傾斜地崩壊対策事業に係る町の負担金として 800 万円を計上しております。教育費の森林体験施設費では、消耗品費に 10 万円 8 千円を追加計上でございます。諸支出金では、財政調整基金積立金に 2,272 万 6 千円を計上しております。

主な歳入につきましては、地方交付税の普通交付税に 5 千 408 万円を、国庫支出金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金に 291 万 6 千円を、地域生活支援事業費等補助金に 195 万 2 千円、県支出金の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金に 156 万円、参議院議員選挙事務委託金に 756 万 3 千円を増額しております。繰越金は、今回の一般会計補正予算の財源調整のために、400 万 1 千円を増額しました。町債については、臨時財政対策債の発行可能額の確定によりまして、1,930 万 4 千円を減額、同報系・移動系防災行政無線整備事業に係る消防債を 500 万円増額いたしております。

議案第 78 号『令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）』は、82 万 4 千円を増額補正であります。主に、保険料の還付金であります。

議案第 79 号『令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）』は、554 万 4 千円を増額補正であります。排水管布設替業務委託料の増額であります。

承認第 1 号『東栄町表彰審査委員会委員の選任について』は、任期満了により選任の承認を得るものでございます。

同意案第 5 号『東栄町教育委員会委員の選任について』は、委員 1 名が任期満了となるため議会の同意を得るものでございます。

報告第 3 号『平成 30 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。

長くなりましたが以上でございます。詳細につきましては、副町長始め担当課長から説明を致しますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後議了をしたい議案等がございますので、申し上げます。日程第 27、議案第 76 号『東栄町辺地総合整備計画の変更について』、日程第 31、議案第 80 号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について』、日程第 32、承認第 1 号『東栄町表彰審査委員会委員の選任について』、日程第 33、同意案第 5 号『東栄町教育委員会委員の任命について』、日程第 34、報告第 3 号『平成 30 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』以上の 5 案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了したいと思いますので、ご了承のうえお願いをいたします。

若干時間が早いようですが、11時5分まで休憩といたします。11時5分に再開できるようにお願いをいたします。

<休憩 10:53~11:05>

----- 認定案第1号 -----

議長（原田安生君）

再開をいたします。

日程第6、認定案第1号『平成30年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

ただ今より説明に入りますが、「目」「節」の詳細説明につきましては、9月3日の「全員協議会」で説明を受けていますので、ここでは議決事項の「款」「項」の範囲内で説明を行っていただくよう、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、会計管理者の説明を求めます。

（「議長、会計管理者」の声あり）

はい、会計管理者。

会計管理者（前地忠和君）

認定案第1号 平成30年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の2ページをご覧ください。歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額を款ごとに朗読させていただきます。

歳入、1款町税 328,298,487円、2款地方譲与税 30,026,000円、3款利子割交付税 620,000円、4款配当割交付金 1,769,000円、5款株式等譲渡所得割交付金 1,333,000円、6款地方消費税交付金 64,280,000円、7款自動車取得税交付金 17,413,000円、8款地方特例交付金 306,000円、9款地方交付税 1,706,678,000円、10款交通安全対策特別交付金 483,000円、11款分担金及び負担金 35,703,074円、12款使用料及び手数料 114,764,820円、13款国庫支出金 138,774,884円、14款県支出金 204,670,619円、15款財産収入 21,244,115円、16款寄付金 155,911,298円、17款繰入金 517,022,231円、18款繰越金 198,730,048円、19款諸収入 144,540,367円、20款町債 400,892,000円、歳入合計 4,083,459,943円。

次に4ページをご覧ください。歳出、1款議会費 54,767,452円、2款総務費 517,880,632円、3款民生費 1,082,043,332円、4款衛生費 515,245,607円、5款農林水産業費 254,826,109円、6款商工費 82,768,444円、7款土木費 219,436,436円、8款消防費 208,459,393円、9款教育費 279,781,371円、10款災害復旧費 25,598,876円、11款公債費 380,260,108円、12款諸支出金 205,203,137円、13款予備費 0円、歳出合計 3,826,270,897円。以上でございます。

議長（原田安生君）

認定案第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、詳細の質疑につきましては、9月11日に「決算特別委員会」を予定しており、その時にお願いしたいと思っておりますので、本日はどうしてもというところに限

つてのみ、お願いをいたします。はじめに、歳出全般について 25 ページから 68 ページまで。質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

無いようですので、以上で歳出を終わり、続いて歳入全般 11 ページから 24 ページまでについて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で、認定案第 1 号の質疑を打ち切ります。

----- 認定案第 2 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、各特別会計の説明に移ります。

日程第 7、認定案第 2 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』から、日程第 17、認定案第 12 号『平成 30 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について』までの各特別会計の決算認定案件 11 件を一括上程し、説明については各財産区特別会計 6 件を省略し、残る 5 件について、各会計を通して一括でお願いをいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、認定案第 2 号から認定案第 12 号までの 11 件については、一括上程をすることに決定しましたので直ちに議題とし、各財産区特別会計を除く特別会計 5 件について会計管理者の説明を求めます。

(「議長、会計管理者」の声あり)

はい、会計管理者。

会計管理者 (前地忠和君)

認定案第 2 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。決算書の 70 ページをご覧ください。収入済額と支出済額を朗読させていただきます。

歳入、1 款国民健康保険料 66,044,410 円、2 款使用料及び手数料 35,300 円、3 款国庫支出金 94,000 円、4 款療養給付費交付金 0 円、5 款県支出金 284,958,666 円、6 款財産収入 0 円、7 款繰入金 24,171,000 円、8 款繰越金 56,165,854 円、9 款諸収入 2,900,201 円、10 款町債 0 円、歳入合計 434,369,431 円。

次ページの歳出でございます。1 款総務費 2,271,078 円、2 款保険料給付費 273,838,433 円、3 款国民健康保険事業費納付金 82,629,664 円、4 款共同事業拠出金 0 円、5 款財政安定化基金拠出金 0 円、6 款保険事業費 2,047,143 円、7 款基金積立金 40,000,000 円、8 款公債費 0

円、9 款諸支出金 9,467,791 円、10 款予備費 0 円、次ページですが歳出合計 410,254,109 円。

続いて 84 ページをご覧ください。認定案第 3 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款後期高齢者医療保険料 41,489,000 円、2 款使用料及び手数料 7,700 円、3 款国庫支出金 918,000 円、4 款繰入金 80,004,000 円、5 款繰越金 399,743 円、6 款諸収入 7,285,637 円、歳入合計 130,104,080 円。

歳出、1 款総務費 6,315,864 円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 62,785,819 円、3 款後期高齢者医療費 59,752,000 円、4 款諸支出金 140,500 円、5 款予備費 0 円、歳出合計 128,994,183 円。

続いて 92 ページをご覧ください。認定案第 4 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款分担金及び負担金 2,397,600 円、2 款使用料及び手数料 60,376,016 円、3 款国庫支出金 5,566,000 円、4 款県支出金 3,340,000 円、5 款繰入金 54,256,000 円、6 款繰越金 9,117,372 円、7 款諸収入 1,222,028 円、8 款町債 8,000,000 円、歳入合計 144,275,016 円。

歳出、1 款総務費 8,269,761 円、2 款簡易水道事業費 47,725,198 円、3 款水道建設費 36,378,720 円、4 款公債費 45,723,502 円、5 款予備費 0 円、歳出合計 138,097,181 円。

続いて 100 ページをご覧ください。認定案第 5 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款分担金及び負担金 1,203,000 円、2 款使用料及び手数料 40,898,025 円、3 款国庫支出金 21,772,000 円、4 款繰入金 67,702,000 円、5 款繰越金 5,353,568 円、6 款諸収入 390,000 円、7 款下水道建設債 10,800,000 円、歳入合計 148,118,593 円。

歳出、1 款下水道事業費 84,379,173 円、2 款公債費 59,446,148 円、3 款予備費 0 円、歳出合計 143,825,321 円。

続いて 108 ページをご覧ください。認定案第 6 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1 款分担及び負担金 0 円、2 款使用料及び手数料 4,510,212 円、3 款県支出金 4,000,000 円、4 款繰入金 17,986,000 円、5 款繰越金 2,459,287 円、6 款諸収入 0 円、7 款国庫支出金 0 円、歳入合計 28,955,499 円。

歳出、1 款農業集落排水事業費 17,126,527 円、2 款公債費 9,651,568 円、3 款予備費 0 円、歳出合計 26,778,095 円。以上であります。

議長（原田安生君）

会計管理者の説明が終わりました。これより案件ごとに質疑をお願いいたしたいと思いますが、詳細質疑については一般会計同様の取り扱いをお願いいたします。

それでは、日程第 7、認定案第 2 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、認定案第 2 号の質疑を打ち切ります。

認定案第3号

議長（原田安生君）

次に、日程第8、認定案第3号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第3号の質疑を打ち切ります。

認定案第4号

議長（原田安生君）

次に、日程第9、認定案第4号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、認定案第4号の質疑を打ち切ります。

認定案第5号

議長（原田安生君）

次に、日程第10、認定案第5号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第5号の質疑を打ち切ります。

認定案第6号

議長（原田安生君）

次に、日程第11、認定案第6号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、認定案第6号の質疑を打ち切ります。

認定案第7～12号

議長（原田安生君）

次に、日程第16、認定案第7号から、日程第17号、認定案第12号までの『各財産区特別会計歳入歳出決算認定について』の6件は、一括して質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、認定案第7号から第12号までの『各財産区特別会計歳入歳出決算認定について』の質疑を打ち切ります。

認定案第13号

議長（原田安生君）

次に、日程第18、認定案第13号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。会計管理者の説明を求めます。

(「議長、会計管理者」の声あり)

はい、会計管理者。

会計管理者（前地忠和君）

認定案第13号 東栄町国民健康保険東栄町病院事業特別会計歳入歳出決算認定について。決算報告書の1ページをご覧ください。各項ごとに決算額を朗読させていただきます。

1、収益的収入及び支出。収入、第1款病院事業収益 第1項医業収益 414,462,757円、第2項医業外収益 291,361,306円、第3項特別利益 0円、収入合計 705,824,063円。

支出、第1款病院事業費用 第1項医業費用 702,555,532円、第2項医業外費用 11,871,666円、第3項特別損失 0円、第4項予備費 0円、支出合計 714,427,198円。

2ページの方に移りまして、2、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入 第1項一般会計出資金 12,737,000円、第2項病院事業債 0円、第3項県補助金 0円、第4項寄付金 0円、第5項国民健康保険特別会計負担金 0円、収入合計 12,737,000円。

支出、第1款資本的支出 第1項建設改良費 4,590,810円、第2項企業債償還金 20,879,114円、第3項投資その他の資産 0円、第4項予備費 0円、支出合計 25,469,924円。以上であります。

議長（原田安生君）

会計管理者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。東栄病院事業特別会計決算報告書の1ページから16ページの起業明細書までの全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第13号の質疑を打ち切ります。

----- 監査委員報告 -----

議長（原田安生君）

以上で、各会計の決算認定案件の説明及び質疑が終了しました。

ここで、各会計全般の決算審査の結果につきまして、監査委員の『5番 加藤彰男君』から報告をお願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番 加藤彰男君。

5番（加藤彰男君）

それでは、平成30年度各会計の監査報告をいたします。

はじめに、平成30年度一般会計と各特別会計の決算につきましては、去る7月31日、8月1日の両日、亀山幸夫監査委員とともに決算審査を実施いたしました。この決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」、「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」、「財産に関する調書」について計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財務管理は適切か、予算の執行は関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、予算現額、歳入歳出額を帳簿と照合するとともに、担当課長・係長からの説明を受けて審査をいたしました。

それでは、審査結果のうち主な点を報告いたします。全般的な経理や事務事業はおおむね適正に処理されていましたが、監査委員から包括的な意見を付しました。

一般会計について、実質単年度収支は昨年度、一昨年度と2年連続赤字でしたが、今年度は寄附金や諸収入の増加により黒字となりました。しかし、一般会計の財政力指数は0.19で財政力の弱い状態が続く中、臨時財政対策債等を含む経常収支比率は97.4%となりました。昨年比で0.4ポイント下がりましたが、引き続き高い数値で推移し、公債費負担比率も13.9%であり、財政構造の硬直化に注意する必要性を指摘しました。今後も個別の事由に応じた適切な徴収体制などにも留意し、経常経費の節減とともに中長期的な財政ビジョンを含めた財政健全化への取り組みをされたいとの意見を付しました。

次に特別会計ですが、各会計とも独立採算の原則に沿った事業運営に努めること、そのためにも自益者負担となる保険料や使用料の適正な設定をはじめ、徴収体制の強化を図り、徴収率向上による財源確保に努められたいとの意見を付しました。

団体等への補助金交付状況については、基本的に補助金交付要綱等に基づいて事務処理がされていますが、一部に事業実績に基づいた事務処理がありました。今後補助金交付要綱等を一元的に管理するなど整理して、補助金の交付根拠を明確にしていく必要と、実績報告書で具体的な成果が分かるような記載内容及び様式になるように、引き続き指導されたい旨の意見を付しました。

地方自治法 233 条第 5 項に定められた決算に関わる主要施策成果の説明書類として、一昨年、昨年度とともに現行の業務報告書の様式を改め、「主要施策成果報告書」の変更を求めましたが実現されていません。町民の行政情報を知る権利などを含め、まちづくり基本条例の理念を実践する取り組みとしても、地方自治法に定められた「主要施策成果報告書」を作成することを再度求めました。

最後に、今後留意すべき事項として、引き続き条例・規則等の例規を巡視した事務執行に努めることや、財政状況が非常に厳しい点から一層の財政健全化の取り組みを進めることを基本に、次の 4 点について指摘いたしました。

1 点目です。まちづくり基本条例に基づき、分かりやすく適切な行政情報を住民に伝えること、併せて行政情報を組織として一元管理すること。

2 点目です。住民の視点から町のイベントを見直し、本来の行政サービスの向上に向けて、行政事務の効率化及び組織改革を進めること。

3 点目です。公共施設等総合管理計画を早急に具体化し、今後の財政状況も踏まえた町内の公共施設のあり方・利活用・耐震化・統廃合など、住民参加で進めること。なお、防災も含めた町行政の拠点となる庁舎については、今後、具体的な見通しを持って検討を進められたいとしました。

4 点目です。財政健全化法に基づき決算及び審査結果を公表する際は、住民に分かりやすい内容・表現で伝えるよう工夫することの意見を付しました。

次に、平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算については、6 月 25 日に決算審査を実施いたしました。審査に付された決算報告書及び関係書類は公営企業会計基準に基づいて適正に作成されていました。なお、本決算はこれまでの社会医療法人財団せせらぎ会による東栄病院の経営から公設公営の東栄病院に移行しての決算となるため、前年度対比の形式となっておりません。また、今年度令和元年から医療法による病院から診療所に移行し、有床診療所の東栄医療センターになっているため、平成 30 年度が地方公営企業法による最後の決算となります。審査結果の総括的意見として次の 3 点を指摘いたしました。

1 点目です。2019 年度に新たな医療機関として東栄医療センターがスタートしているが、今後の新しい医療施設の建設に向けて将来の医療・福祉のあり方や見通し、施設建設における財源の裏付けなど、まちづくり基本条例の理念を踏まえて検討されたい。

2 点目です。せせらぎ会での経営数値や病院運営の課題、問題点などを十分に分析し、今後も公営企業会計の考え方を東栄医療センターの経営・運営に活かしていくことを求める。

3 点目です。現在、全国の自治体で進めており、また本町においても重要な施策課題である地域包括ケアシステムにおいて、医療機関として東栄医療センターは重要な機能を果たす施設です。これまでの町の計画・構想とも整合するように東栄医療センターのあり方、新施設の建設も含め検討されたい。以上を指摘し、意見といたしました。

次に平成 30 年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査については、健全化判断比率、資

金不足比率及びその算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。なお、引き続き慎重な財政運営に留意する旨を求めました。

なお、詳細は町長あてに提出いたしました東栄町一般会計・特別会計決算審査意見書、東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見書の写しをご配布しておりますので、お見通しをいただきたいと思います。以上で監査報告を終わります。

議長（原田安生君）

監査委員の『平成 30 年度各会計全般の決算審査意見書』の報告が終わりました。

----- 議案第 68 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 19、議案第 68 号『東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第 68 号 東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。最初に会計年度任用職員という法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行するわけですが、この概要についてご説明させていただきます。まず、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員、ここには一般職・特別職・臨時的任用の三類型がございますが、これらにつきまして特別職の任用及び臨時的任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備します。この中で特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、この他一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、これらが中心となる法律の制定でございます。

それでは最初のページでございますが、目次、第 1 章総則から第 5 章雑則まででございます。次に附則。続きまして第 1 章総則です。第 1 条、趣旨でございますが、この条例は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（1）フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。（2）

パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいいます。

第 3 条、ここでは会計年度任用職員の給与についての規定です。この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。第 2 項、給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつた場合、口座振替の方法により支払うことができる。第 3 項、公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第 2 章になります。フルタイム会計年度任用職員の給与でございます。第 4 条、フルタイム会計年度任用職員の給料については、東栄町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東栄町条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 4 条第 1 項の規定を準用する。

第 5 条、職務の級ですが、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第 4 条第 1 項に規定する行政職給料表及び医療職給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分離の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

第 6 条、号給の規定であります。新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

第 7 条、給料の支給についての規定です。給与条例第 9 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 5 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

次の第 8 条から第 13 条まででございますが、初任給調整手当、これから休日勤務手当の規定でございますが、フルタイム会計年度任用職員について準用するあるいは読み替え規定でございますので、よろしく願います。

1 枚めくっていただきまして、11 分の 4 ページをご覧くださいと思います。期末手当、フルタイム会計年度任用職員について、期末手当を支給する規定でございます。第 14 条、給与条例第 20 条（第 3 項を除く。）から第 20 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用されます。2 項 3 項につきましては、支給要件の規定でありますのでお目通しをしていただきしたいと思います。

15 条、特殊勤務手当の規定です。フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 41 年東栄町条例第 8 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

第 16 条、勤務 1 時間当たりの給与額の算定でございます。第 16 条、第 10 条において準用する給与条例第 16 条、第 12 条において準用する給与条例第 18 条および第 13 条において準用する給与条例第 19 条に規定する飲ム 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額といたします。2 項としまして、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務

時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

続きまして給与の減額でございますが、17 条、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

ここからは、第 3 章パートタイム会計年度任用職員の給与でございます。第 18 条、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東栄町条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。2 につきましても、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た額を乗じて得た額とする。3 項 4 項につきましても、算出に当たる規定を定めたものです。

続きまして第 19 条でございますが、時間外勤務に係る報酬です。当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。2 項 3 項 4 項につきましても、支給額の算定方法を規定するものでございますので、お目通しをお願いします。

20 条、夜間勤務に係る報酬です。正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。2、前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき第 26 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

第 21 条、休日勤務に係る報酬。これは、前の夜勤勤務に係る報酬と同じように休日勤務に係る報酬を規定するものでございます。2 項 3 項まででございます。

続きまして 1 枚はねていただきまして 11 分の 8、報酬の端数処理、第 22 条でございますが、50 銭以上 1 円未満の端数が乗じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする規定でございます。

期末手当、パートタイム会計年度任用職員につきましても、期末手当を支給することになります。第 23 条、給与条例第 20 条（第 3 項を除く。）から第 20 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 20 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基

準日（退職し、もしくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6カ月以内のパートタイム会計年度任用職員として在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。2項3項につきましても、期末手当の算定の規定をしたものでございます。

24条につきましては特殊勤務に係る報酬、25条につきましては報酬の支給、26条につきましては勤務1時間当たりの報酬額を規定するものでございます。

27条につきましては報酬の減額でございますが、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。2項についても日額による算定の規定でございます。

第4章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償であります。28条には通勤に係る費用弁償、29条には公務のための旅行に係る費用弁償を規定しております。

続きまして、第5章雑則でございます。給与からの控除、第30条になります。給与条例第2条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

第31条、この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

32条、委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、施行期日、1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。2 職員のうち、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に該当する者の給与の種類及び基準について、当分の間、この条例の各相当規定の例による。経過措置、3 第4条から第6条までの規定により決定して給料の額又は第18条の規定により決定した報酬の額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2章第2節の規定により定められた愛知県の地域別最低賃金時間額に達しないこととなる者については、当該給料の額又は報酬の額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支払う。4 当分の間、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに非常勤職員として任用をし、かつ、施行日において会計年度任用職員として任用をした者（同一の職務を引き続き従事する者と、ここに市長とありますが町長に訂正させていただきます。大変申し訳ありません。町長が認めるものに限る。）の報酬の額が、施行日前の報酬又は賃金の額に達しないこととなるものについては、当該報酬の額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

提案理由、この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本町における会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要があるからである。以上であります。

議長（原田安生君）

議案第68号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

具体的には一体何をする職員で現職に当てはめるとどういう職に該当するのかということ、正規の職員なのか臨時の職員なのか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

冒頭で申し上げましたが、関係する職員ですが、臨時職ですとか非常勤の職員、またこういった公用をしている方につきまして厳格化をするということ。あと一般職の非常勤職員についても任用等に関する制度を明確化するというところでございます。現時点で臨時職であった者が、例えばこちらでいうパートタイム会計年度任用職員に移行する場合も出ております。またフルタイム会計年度任用職員については、私たちと同一の勤務時間 38 時間 45 分を勤務していただく方にはフルタイム会計年度任用職員、38 時間 45 分を下回る時間で勤務していただく場合にはパートタイム会計年度任用職員を当てはめていく。また、いろいろ職種がございますので、この中で臨時的任用職員ですとか任期付短期時間職員、再任用短期時間職員に分類する必要があります。臨時職員というのは無くなる、このように考えております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

よく分かりませんが、どういうことなのか。とにかく今までの臨時的任用職員のものが、今度、年度別に任用されると、そういうふうに解釈すればいいわけですか。

議長（原田安生君）

委員会までにはっきり回答できるように、ちょっと調べといてもらって、皆さんもちょっと分かりづらい内容だったと思うので、その辺は総務課長お願いします。

それでは時間になりましたので、ここで昼食、休憩とさせていただきます。再開は1時といたしますのでお願いいたします。

<休憩 12:01～13:00>

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので、再開をいたします。

次に日程第 20、議案第 69 号『東栄町印鑑条例の全部改正について』を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは失礼します。議案第 69 号 東栄町印鑑条例の全部改正について。東栄町印鑑条例の全部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町印鑑条例。東栄町印鑑条例（昭和 53 年東栄町条例第 20 号）の全部を次のように改正する。改正内容につきましては、3 枚はねていただき、新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。この条例は、印鑑登録に関する条例であります。全部改正ではありませんが、主な改正点が 4 つありますので、そこを説明させていただきます。

まず 1 点目ですが、新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。印鑑登録を受けることができない者の規定をいたします。まず 1 つ目が、年齢が 15 歳未満の者、もう 1 つが成年被後見人と規定するものです。

2 点目ですが、第 3 条に係る改正です。新旧対照表の 2 ページ目をお願いします。改正前の第 3 条第 3 項に印鑑登録の代理人による申請要件について、東栄町の住民基本台帳に記載されている者と規定していましたが、この要件を無くし、町外の方でも代理人となり登録・申請ができるように改正するものです。

次に 3 点目ではありますが、新旧対照表の 4 ページ、5 ページをお願いします。第 6 条第 3 号の改正ですが、この改正が最も大きな改正の内容となります。住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票に旧氏の併記が可能となり、住民票に旧氏の記載がある場合には印鑑の登録事項にも旧氏を登録するものです。

4 点目ですが、同じ第 6 条です。改正前の第 5 号に規定されていた男女の別の登録事項を無くす改正となります。

これによりまして、改正条例が施行されれば、印鑑登録証明書には住民票に旧氏が併記されている場合は、同様に旧氏が併記され、男女別の表記が無くなることとなります。以上が主な改正点であります。他はこの改正により条や項の繰り上げや繰り下げなどが改正内容となります。

それでは、議案書に戻っていただきまして 6 ページをお願いします。附則、この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

提案理由、この案を提出するのは、平成 31 年 4 月 17 日に住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が公布され、旧氏併記に伴う印鑑登録条例を改正する必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 69 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

新旧対照表の11分の4ページの中の上から（5）で印影を鮮明に表しにくいものとあるんですけど、欠けている印鑑の登録をどのように考えていますか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

例えば丸いところが一部欠けているというのは登録できることとなりますけども、印鑑の字の部分が欠けていて字の判断がちょっと難しい場合には、印鑑を変えてもらう場合もございます。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

銀行に印鑑証明をとって持って行ったときに、ここでは欠けている印鑑が登録できたんですけど、銀行に持って行く間に余分に欠けたというときがあって、銀行では印鑑登録として満たさないとと言われて新たに作り直したという判例があります。なので、鮮明に表しにくいものつというのではなくて欠けている印鑑は登録できないという表記を付け加えたらどうかなと思います。どうでしょう。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

印影を鮮明に表しにくいものの中に、例えば大きく欠けているような印鑑も含まれると解釈しておりますので、よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、5番」の声あり）

5番。

5 番（加藤彰男君）

委員会で細かい点もしあれば説明してもらいたと思いますけども、大きな変更点のところ
で説明があった男女別を無くすというところでは、これはいわゆる各自治体の中で都市部中心
にLGBTの政策をどうしていくのかという、そういう政策をするという行政の姿勢をどう
するのかというのがあると思うんですけど、そういう部分を含めて町として一歩踏み出しな
がらこのことを対応しているのかどうかということで、また詳しい点は委員会でもいいので
で、その辺をまたこれに関係して説明していただければと思います。

（議長、住民福祉課長）の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

今議員のおっしゃるとおりの話でございまして、総務省のガイドラインとかにもこちらの男
女別の表記の削除というのは示されておりません。ただし、よその自治体からの話を聞きます
と、やっぱり男女別の表記は取ってくれという意見がやっぱりございますので、うちといたし
ましても今回の改正に合わせて男女別の表記削除しようと考えて提出しました。以上です。

（議長、5番）の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5 番（加藤彰男君）

そうするとこれ以外の届出とか申請とかそういう用紙、それについてもこれに準じていくと
いう理解でいいですか。

（議長、住民福祉課長）の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

そうですね。ただ住民票に関しては、男女表記はそのまま継続させていただきます。申請用紙に
つきましても順次やはり必要ない部分については考えていきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（議長、7番）の声あり）

7番。

7 番（伊藤紋次君）

今質問が出ましたので、ついでに不思議に思ったことを1つだけお願いしたいと思います。今回全面改正になっておるんですけど、元の方は一部改正で通しておるんですけど、そこら辺に至った経緯をもし分かったらお教え願いたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

本来でしたら一部改正で済むかとは思いますが、一応全文見直したときにあまり適当でない表記とかございましたので、今回は全部改正とさせていただきました。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 69 号の質疑を打ち切ります。

議案第 70 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 21、議案第 70 号『東栄町町税条例等の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

議案第 70 号 東栄町町税条例の一部改正について。東栄町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町税条例の一部を改正する条例。東栄町町税条例の一部改正。第 1 条、東栄町町税条例（昭和 35 年東栄町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。2 枚はねていただきまして、右側上から 5 行目です。第 2 条、東栄町町税条例（昭和 35 年東栄町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。また 1 枚はねていただきまして、左側一番下です。提案理由、この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をする必要があるからである。

それでは、改正の内容を次のページ 9 分の 1 ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。まず今回の条例改正につきましては、提案理由にもあるとおり全てが上級法の改正に伴うものをご理解ください。このページの町民税の申告、第 35 条から始まり、いくつかの条文の改正・追加・字句の改正がございますが、主な改正のみご説明させていただきます。

では最初に町民税の申告、第 35 の 2 の改正内容ですが、左側の改正後に第 7 項が新設されています。これにつきましては、町民税の申告書に記載する事項の簡素化がされたもので、詳しく申し上げますと、年末調整をされた納税者が住民税申告をする場合、こういった場合につきましては所得控除に関する記載事項の省略等の簡素化がされるものとなっております。

次の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の説明ですが、その前に第 2 条関係の改正内容を説明させていただきますので、申し訳ありませんが 5 枚はねていただきまして下のページをご覧ください。個人の町民税の非課税の範囲としまして、第 26 条で右側改正前の下線部「又は寡夫」が左側の改正後の下線部には「寡夫又は単身児童扶養者」に改正されております。これにつきましては、町民税の非課税要件に単身児童扶養者が追加されたものとなります。この 2 条の改正と同時に 1 条関係も改正をされていますので、行ったり来たりで申し訳ないですが、また 5 枚ほど戻っていただき 9 分の 1 ページの中段をご覧ください。右側改正前に下線部「扶養親族申告書」が左の改正後につきましては「扶養親族等申告書」とされ、「等」の文字が追加されております。この「等」が単身児童扶養者を意味しておりまして、この要件に該当する場合は、申告書に記載することとなりました。今回新たにできたこの単身児童扶養者というのは、簡単に申し上げますと、児童扶養手当の支給を受けている父または母という一人親のことを申し上げます。今回の町民税に関する改正では、この単身児童扶養者というものが新設されまして、これに該当する場合には第 1 条で申告書に記載すること、また第 2 条におきましては、所要要件に当てはまれば町民税が非課税になるというような改正となっております。このページの中段、第 35 の 3 の 2 につきましては、給与所得者で該当する場合がございます。

次のページの 9 分の 2 ページの上から 3 行目、35 の 3 の 3 につきましては、年金所得者で該当する場合の内容が記載されています。

次にもう 1 つの改正の軽自動車に関する改正でございます。9 分の 3 ページ左側の下から 3 行目をご覧ください。今回の軽自動車税の改正は、消費税 10% への引き上げに配慮したことと、国内自動車市場の活性化と、新車代替の促進による燃費性の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及を図ることが目的とされております。新旧対照表の下から 3 行目に軽自動車の環境性能割の非課税、第 15 条の 2 が新設されております。ここには、取得税の軽減について記されておりまして、次のページの左側、上から 2 行目、令和元年 10 月 1 日からの 1 年間に軽自動車が取得された場合に軽自動車税の環境性能割、これは取得税のことです、がかからないこととなります。10 月 1 日以降の取得税は要件において、非課税のもの、1% のもの、2% のものというように 3 段階に区分されていますが、この期間中に取得された場合はさらに 1% の減免となるということから、この条におきましては、1% 課税されるものが特例で 1% 減免されることとなりますので、非課税ということになります。またもう 1 つの区分の 2% の課税の場合とは申しますと、次のページの 9 分の 5 ページの下から 10 行目になりますが、第 15 条の 6 に新設されていますとおり、2% が 1% に減免されることとなります。

9 分の 4 ページに戻っていただきまして上から 7 行目、第 15 条の 2 の 2 につきましては取得税の軽減に偽りや不正があった場合の対処について記されています。

続いて 9 分の 5 ページ下から 5 行目、軽自動車の種別割りの税率の特例、第 16 条ですが、先の法改正で環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例の適用対象を電気自動車だけに限定されるのは、令和元年 10 月 1 日以降とされておりました。この消費税の税率の引き上げに配

慮しまして、この現行を2年間延長する内容となっております。

次のページ9分の6ページの左の上から4行目の2項または下から6行目の3項、次のページの下から9行目の4項につきましては、各基準ごとの減額について記されており、2項につきましては75%の減免、3項は50%、4項は25%の減税となっております。

次のページの9分の8ページ上から6行目からの軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、偽りや不正があった場合の対処について前条等の改正によりまして、警備の変更がなされております。

1枚はねていただきまして、下の方の2分の1ページの上から7行目にあります第16条に5項が追加されております。これまでの法改正で令和3年4月1日以降に取得された軽自動車については、減免の適用はされないということとされてまいりましたが、今回の法改正で環境性能割の減税が2年間延長されました。それにより適用されない時期も2年間延長されることになりまして、令和5年4月1日以降の取得のものに変更されたというような内容が記されております。

税条例の改正の説明は以上で、6枚戻っていただきまして、右側6分の5ページをご覧ください。中段附則、ここで申し訳ありませんが1つ訂正をお願いいたします。附則の第1条の行の一番右にあります文句で「ただし」と記載されておりますが「ただし」の間違いですので、申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。では附則、施行期日、第1条、この条例（第1号に掲げる改正規定を除く。）は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（1）の第35条の2、第35条の3の2、3の3、第35条の4の規定にかかるものにつきましては令和2年1月1日、（2）の第2条中第26条及び附則第4条の規定にかかるものは令和3年1月1日、（3）の第2条及び第8条の規定にかかるものは令和3年4月1日からの施行となります。以降につきましては、改正する税の経過措置として町民税に関しましては、第2条及び次のページ中段の第3条に規定されておまして、軽自動車税につきましては、続く第4条及び第5条に規定されています。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、議案第70号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、議案第70号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第71号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第22、議案第71号『東栄町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは失礼します。議案第 71 号 東栄町職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について。東栄町職員の分限の手続に及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。2 枚はねていただきます。この条例に関しましても、先ほど上程させていただきました、新たに会計年度任用職員の制度が創設されることに伴いましての町条例に影響する部分の一部改正でございます。

それでは、第 1 条の改正の東栄町職員の分限の手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。第 5 条のところ左側の改正後ですが、第 4 項、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者の定める任期の範囲内」としてあります。これは、会計年度任用職員も分限処分の対象となることを明記されております。分限処分の休職は 3 年までとなっておりますが、会計年度任用職員につきましては任命権者の定める任期の範囲以内で休職となることを規定するものでございます。

続きまして、1 枚はねていただきまして第 2 条の改正の新旧対照表です。東栄町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の新旧対照表です。改正前第 3 条、「減給は 1 日以上 6 月以下給料」以下空白となっておりますが、改正後になりますと 6 月以下給料「の額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東栄町条例第 号）第 18 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬の額）」が追加になります。これは会計年度任用職員についても懲戒処分の対象になります。減給につきましては、1 日以上 6 月以下の期間、10 分の 1 減じますが、期間及び額は個々の場合に応じて任命権者が定めます。この給料につきましては、会計年度任用職員の給料及び報酬の額にも含むための改正でございます。

続きまして、1 枚はねていただきまして東栄町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。改正前、「非常勤職員の給与」の規定、第 25 条ですが、改正前でありますと「常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする」、1 項と 2 項がありますが、これが改正後になりますと、会計年度任用職員の給与に変わります。第 25 条で、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別の条例で定める。これは非常勤職員の給与について規定しておりましたが、会計年度任用職員制度については別の条例で定める旨の規定でございます。

1 枚めくっていただきまして、東栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、新旧対照表でございます。右の改正前、左の改正後で、また 1 枚めくっていただきますと、アンダーラインの入っている部分、これが削除されるということでございます。上の開発促進協議会委員、社会教育委員、体育指導委員、医師、下のページに行きますと社会教育指導員、英語指導助手でございます。これは特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償

の件ですが、会計年度任用職員制度によりますと、現行の特別職の非常勤から一般職の移行及び地方公務員法第3条第3項第2号に該当しない職員についても削除することになっておりますので、今回上程させていただきました。

続きまして、東栄町職員定数条例、5条の関連でございますが、改正前、第1条、下から3行目の部局に勤務する職員（臨時）以下アンダーラインのところ空白になっておりますが、この部分に「（臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）又は非常勤職員を除く。）の定数について定めるものとする」、これは定数条例の中で会計年度任用職員は定数条例の対象外とします。また欠員が生じた場合、その職の臨時的任用は対象となるその旨を明記した条例改正でございます。

続きまして、東栄町職員の育児休業等に関する条例、6条の関係です。まず7条でございますが、空白の部分に給与条例第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員、ここから「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前の6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する」旨を規定するものでございます。地方公務員法22条の2第1項の会計年度任用職員も要件を満たせば育児休業を取得できますが、ただし勤勉手当の支給はない旨の規定でございます。第8条になりますと、育児休業した職員、ここから「（会計年度任用職員を除く。）」の文言が入ります。第8条につきましては、会計年度任用職員が育児休業から復帰した場合において号給調整は行わない、これを明記したものでございます。続きまして18条ですが、改正後ですと短期時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。裏にいきますと、その者の受ける号給に応じた額に、東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東栄町条例第2号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。これに関連しまして、16条の第3項及び第4項ただし書に改正します。改正前ですと、並びに第25条の文言が入ったものを削除するものでございます。これに関しましては、給与条例第25条の規定を改正したため該当しないということ明記したものでございます。第21条でございますが、職員がの後の空白の部分に「職員（会計年度任用職員を除く。）」の文言が入りまして、第2項を新設します。「会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東栄町条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第16条及び第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。」（1）これはフルタイムの会計年度任用職員を表しています。（2）はパートタイムの会計年度任用職員を表しております。これは第1項におきまして、会計年度任用職員以外の職員で部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて規定します。第2項にそれぞれフルタイム・パートタイムの減額について規定されております。

続きまして、東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の新旧でございます。改正前ですと第3条、「委員は、非常勤とし、4人をもって組織する」、この部分を改正後では、第3条、「委員は、非常勤の特別職とし、4人をもって組織する」と変更します。委員は地方公務員法第3条第3項第2項により非常勤の特別職であるため規定します。

続きまして、東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧です。8条関連でございます。改正前ですと、「(非常勤職員の勤務時間、休暇等)」、ここの部分に「会計年度任用職員」の文言が入ります。この他 18 条ですと、「非常勤職員 (再任用短時間勤務職員及び)」の部分、第 18 条、「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」の文言が入ります。これは、勤務時間・休暇等に関する条例でございます、会計年度任用職員の勤務時間・休暇等は規則で定める旨を規定するものでございます。

続きまして、9条関係ですが公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表でございます。職員の派遣の部分の第 2 条ですが、「2 項の 3 号で地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条件採用になって」という部分ですが、改正後には「地方公務員法第 22 条」、これに改めます。あと現行の地方公務員法第 22 条は第 1 項から第 7 項までとなっておりますが、令和 2 年 4 月 1 日からは改正されます。条件付き採用は第 22 条となりますので、この部分を改めさせていただきます。

最後になります。東栄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧でございます。報告事項、第 3 条になりますが、改正前の下から 3 行目、勤務の職を締める職員以下空白の部分にこれも同じように「会計年度任用職員」の文言が入ります。「(及び同報第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。)に係る次に掲げる事項とする」、これは人事行政の運営等ということで、地方公務員法に基づき人事行政の運営等の状況を報告する事項は、会計年度任用職員についても対象外とする規定でございます。

最初に戻っていただきまして、4 分の 4 ページでございます。附則、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 29 号) の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。以上でございます。

議長 (原田安生君)

議案第 71 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で、議案第 71 号の質疑を打ち切ります。

議案第 72 号

議長 (原田安生君)

次に、日程 23、議案第 72 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第 72 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。それでは 1 枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、この件に関しましては、基本的に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整理、これに関する法律が公布されたことに伴いましての条例の改正となります。新旧対照表でございますが、改正前、期末手当、第 20 条、上から 6 行目、若しくは法律第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、この部分が改正後では削除されます。2 項 3 項は略で、4 項、第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、「若しくは失職し、」この部分と、右の方に行きまして「若しくは失職し」この部分も改正後では削除されます。

20 条の 2 につきましては、同じく（2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）このアンダーラインの部分が改正後には削除されます。

1 枚めくっていただきますと、第 21 条、勤勉手当関係でございますが、上から 5 行目当たり同じく「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、」この文言を改正後では削除されます。続きまして、2 項の 1 号ですが、前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、「若しくは失職し」、同じくこの部分、以下同じく「若しくは失職し」の部分削除いたします。

第 5 項、次の 3 分の 3 ページですが、法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、「前 4 項」に定める給与のほか、この部分を「前各号」に改めさせていただきます。6 項に関しましては、第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、「当該各項に」この分を「これらの規定に」に削除し、3 行目「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」この部分を削除します。下から 3 行目ですが、「当該各項の」空白になっている部分が、改正後では「それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の」例による期末手当を支給する事ができる。ただし、町長が規則で定める職員については、この限りでない、ということでもあります。この条例の改正ですが、地方公務員法第 28 条、ここには後任ですとか免職・休職に関わる法でございますが、28 条 4 項とここには職員は第 16 条各号の 1 に該当するに至ったときは条例に特別な定めがある場合を除く他その職を失うとありますので、この部分を基本的に削除するものであります。

最初に戻っていただきます。附則、この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 72 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

5 番

5 番（加藤彰男君）

今説明がありました法第 16 条、それから 28 条、この法のところについてはこの提案理由の説明の成年後見人等の件に関する法律、これに関する法ということでいいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

そのとおりです。

（「議長、2 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

ちょっと関係ないですが、今日は提案ということですので、説明は簡略に説明していただいて、あと委員会で聞けることは委員会で聞く、あるいは委員会でなくても個別に担当の職員のところへ行って聞いて、それから委員会に臨むというふうにした方がいかかでしょうか。ぜひともそういう運営でお願いしたいと思います。

議長（原田安生君）

ご意見ですか。

（「はい、意見です。」の声あり）

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 72 号の質疑を打ち切ります。

議案第 73 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 24、議案第 73 号『東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について』を議題と致します。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第 73 号 東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について。東栄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。この条例改正につきましても、先ほど同様、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴うものでございます。では、新旧対照表の 2 分の 1 ページ、最初のページでございますが、旅費の支給の部分です。第 3 条第 3 項でございます。アンダーラインの引いてある部分ですが、「第 16 条第 2 号から第 5 号」又はの部分が、改正後では「第 16 条各号」に改正されます。5 項におきましては、5 項の上から 3 行目ですが、「以下本条において同じ」この部分を削除いたします。6 項におきましては、6 項の 2 行目、旅費の支給を受けることができる者のアンダーラインの空白の部分に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」の文言が追加されます。先ほどと同じように成年被後見人の権利に関する制限に関する措置の適正化に関する条例改正でございます。

最初に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 73 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 73 号の質疑を打ち切ります。

議案第 74 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 25、議案第 74 号『東栄町消防団設置条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第 74 号 東栄町消防団設置条例の一部改正について。東栄町消防団設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町消防団設置条例の一部を改正する条例。それでは 1 枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。この条例改正に関しましても、先ほどと同じように成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化のこれを踏まえた条例改正になります。欠格条項、第 6 条でございます。改正前でございますと、次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。「(1) 成年被後見人又は被保佐人又は保佐監督人」これが改正後になりますと、この部分が削除されます。第 6 条の欠格条項で改正前では、1 号に成年被後見人という文言がありましたが、先ほどの理由によりましてこれが削除される条例でございます。

戻っていただきまして、附則、この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 74 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 74 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 75 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 26、議案第 75 号『東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 75 号 東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年東栄町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、1 枚はねていただき、新旧対

照表をご覧ください。第 24 条第 2 号の改正であります。成年被後見人等の権利の制限等に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、児童福祉法が一部改正され、本条例で引用されている児童福祉法の 34 条の 20 の号の一部が削除され、号が 1 号繰り上がったため所要の改正をするものです。

議案の方に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第 75 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

よろしいですね。以上で、議案第 75 号の質疑を打ち切ります。

議案第 76 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 27、議案第 76 号『東栄町辺地総合整備計画の変更について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、参事兼振興課長」の声あり）

はい、参事兼振興課長。

参事兼振興課長（丹羽貴裕君）

議案第 76 号 東栄町辺地総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、東栄町辺地総合整備計画の変更について別紙のとおり議会の議決を求める。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

改正内容については、1 枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。左が変更前、右が変更後となっております。本文の中に町道に関する部分を追加しております。「生活道である町道の路面荒廃により、安全性が危ぶまれている。」という部分、そして 3 項のところ、表の中に町道部分「4,000 千円」を追加するという変更内容になっております。

それでは 1 枚戻っていただきまして、提案理由、この案を提出するのは、町道の路面荒廃により、安全性が危ぶまれている箇所があり整備を必要とする為、東栄町辺地総合整備計画の変更する必要があるからである。以上となります。

議長（原田安生君）

議案第 76 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、以上で、議案第 76 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第 76 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号『東栄町辺地総合整備計画の変更について』の件は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでちょうどキリが良いので 10 分間休憩を取りたいと思います。2 時 10 分まで休憩といたします。

<休憩 13:57~14:10>

----- 議案第 77 号 -----

議長 (原田安生君)

全員お揃いですので、再開をいたします。

次に、日程第 28、議案第 77 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算 (第 4 号) について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

副町長 (伊藤克明君)

それでは予算書の 1 ページをお開きください。議案第 77 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算 (第 4 号)。令和元年度東栄町一般会計補正予算 (第 4 号) 案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町一般会計補正予算 (第 4 号)。令和元年度東栄町一般会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,403 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,566,896 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第 2 条、既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、9 款地方交付税 補正額 54,080 千円、13 款国庫支出金 補

正額 4,868 千円、14 款県支出金 8,758 千円、18 款繰越金 4,001 千円、20 款町債 14,304 千円の減、歳入合計 57,403 千円、計 3,566,896 千円。

歳出、2 款総務費 7,270 千円、3 款民生費 3,095 千円、4 款衛生費 7,297 千円、5 款農林水産費 1,770 千円、6 款商工費 2,087 千円、7 款土木費 13,050 千円、8 款消防費 0、9 款教育費 108 千円、12 款諸支出金 22,726 千円、歳出合計 57,403 千円、計 3,566,896 千円。

第2表 地方債補正。1 変更、起債の目的 臨時財政対策債、補正後限度額 59,696 千円、防災行政無線設備等工事 281,000 千円、計 340,696 千円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。8 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 11 節修繕料は、L G W A N の接続ルーターが故障したため機器を交換するものです。13 節住民情報システム改修等委託料は、本年度旧氏等記載システム等の改修作業を進めていますが、外部からの通信を直接サーバーに繋げる必要が生じたため、庁舎内に光ケーブル用の配管設置を追加するものです。無線 L A N アクセスポイント増設委託は、現在本庁舎内の W i - F i 環境は、1 階はほぼカバーできている状態ですが、2 階については全体的にカバーできていない状態であることから、アクセスポイントを 3 カ所増設し庁舎内全体をカバーできるようにするものです。14 節の会場使用料は、役場職員の安全運転講習を設楽警察署に依頼して 2 回実施するためのグリーンハウス等の使用料と、防犯協会の研修を 1 回から 2 回に増やすことによる花祭会館の使用料の追加です。

4 目財産管理費の 11 節の修繕料は、町内 7 カ所に設置してあります告示用掲示板につきまして、内部の腐食が進んでいることから下地の板を取り替え、掲示用のシートを貼りかえるものです。12 節自動車保険料は、公用車の任意保険料につきまして、事故等により車両保険の使用により保険料の等級が上がり保険料がアップしたこと等により追加するものです。15 節役場本庁舎玄関庇改修工事は、本庁舎玄関の庇の天井部分が劣化により剥がれ落ちている状態であることから、屋根部分の防水対策をし、天井を塗り直すとともに電灯も L E D 機器に交換するものです。市場集会所周辺町有地石積修繕工事は、市場集会所の南東部分の民家との間の石積みが崩落する恐れがあることから、石積みを撤去し、コンクリート擁壁に改修するものです。

7 目企画費の 1 節報酬から 19 節負担金補助及び交付金については、地域おこし協力隊の今年度の活動内容等に合わせて組み換えをするものです。10 ページの空き家活用支援補助金は、本年度既に 8 件の補助金申請があり予算を消化してしまいましたが、更に現在 5 件の照会があることから、5 件分を追加するものです。

11 目町営バス運営対策費は、国庫補助金を財源充当したことによる財源更正です。

2 項 1 目税務総務費の 23 節還付金は、法人町民税の確定申告における予定納税に対する還付金の実績見込みによる追加です。

4 項 3 目参議院議員選挙費は、県委託金を財源充当したことによる財源更正です。

3 款 1 項 3 目障害者福祉費の 13 節の障害者自立支援システム改修委託料は、障害児発達支援無償化に伴い、無償化支援決定処理と連携インターフェースに係る改修を行うもので、全額国費により賄われます。14 節の施設等使用料は、ゆめ工房の活動については、参加者が当初の見込みより増えたことにより、会場使用料が不足するため追加するものです。12 ページ 23 節の返還金は、更正医療費の昨年度実績による精算に伴い、国及び県の負担金を返還するものです。

2項1目児童福祉総務費9節の普通旅費は、主に子育て支援センターのファミリーサポート事業等の知識を習得するため、職員が研修を受けるための旅費の追加です。11節の修繕料は、子育て支援センターの屋根が6月の大雨の際に雨漏りが発生したことにより、雨漏り対策のための屋根の修繕を行うものです。23節の返還金は、児童手当と子ども子育て交付金の昨年度実績による精算に伴い、国及び県の負担金及び補助金を返還するものです。

4款1項3目環境衛生費の28節は、簡易水道特別会計の補正による増額です。

2項1目環境衛生費19節の住宅用太陽光発電施設設置補助金は、今年度既に2基が交付決定されており、2基分の予算しかないため、今後の申請に備えて1基分を追加するものです。

14ページ5款2項2目林業振興費は、豚コレラ対策に係るもので、そのうち11節の消耗品費及び燃料費、14節の重機借上料については、豚コレラ感染及び感染が疑われる死亡イノシシを適切に処分するための敷材及び埋設処分するための重機借上料とその燃料費です。13節有害鳥獣駆除委託料は、豚コレラの拡大に伴い、愛知県のイノシシ捕獲の強化策として捕獲1頭あたりの経費として、補助金が13,000円増額されたことにより、今年度捕獲計画数の120頭分を増額するもので、対象は4月1日に遡り提供されます。

6款1項3目観光費15節観光案内看板撤去工事は、下田市場地内の観光案内看板について、今年度工事施工を進めてきた中で、基礎部分が予定していた数量より増えたことにより追加するものです。19節地域おこし協力隊手作りコスメ講習会負担金は、手作り化粧品の講習受講料の値上げにより追加するものです。

4目地域振興費は、東栄フェスティバルに対する経費ですが、出演団体及びイベントの内容等検討した結果、8節の出演料については三遠南信地域の民俗芸能団体の出演を3から2団体に減少したことにより減額するものです。13節東栄フェスティバル花祭PR・周遊促進業務委託は、フェスティバル会場内において花祭のPR、花祭体験ブースの設置及び運営、イベント当日の町内事業者への誘客・周遊促進を図る業務を委託するものです。

5目温泉施設費の11節修繕料は、とうえい温泉の機械・機器の修繕による増額です。また、財源についても元気な愛知の市町村づくり事業のチャレンジ枠の対象として県補助金を充当します。

16ページ7款2項2目道路橋梁維持費13節の橋梁高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査委託料は、昭和41年から49年に建設した橋梁についてPCBの有無及び含有率を今年度中に調査する必要が生じたため、町内で該当する9橋について調査を委託するものです。15節維持工事費は、昨年度の台風被害等の修繕工事を実施したところ、前期でほぼ予算を消化したことから追加するものです。

5目急傾斜地対策事業費の19節は、本年度実施される御園坂場地区と三輪山ノ上田地区に係る事業費負担金です。

8款1項4目無線管理費は、県補助金の元気な愛知の市町村づくりの対象からはずし、その分を緊急防災減災対策事業債で充当したことによる財源更正です。

9款7項1目森林体験交流施設費11節の消耗品費は、センター本館及びバンガローの外壁を塗装するための塗料の購入費です。

12款1項1目財政調整基金費は、平成29年度及び30年度の月バイパス関連の奈根地区の国道151号改良工事に伴う用地売払収入について、30年度中に積立ての処理ができなかったため、追加して積立てるものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。9款1項1目地方交付税の普通交付税は、本年度の交付額が決定しましたので追加するものです。

13款2項1目総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、基幹バス東栄線運行に対する補助金です。地域生活支援事業費等補助金は、障害者自立支援システム改修に対するもので、全額補助されるものです。

14款2項1目総務費県補助金と5目商工費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、チャレンジ枠について補助対象を変更したことによるもので、金額については当補助金の全体枠の中で調整率がかけられて減額されたものです。

4目農林水産業費県補助金の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金は、イノシシの捕獲に対する経費として1頭につき13,000円増額されるものです。

3項1目総務費県委託金の参議院議員選挙事務委託金は、7月21日に執行された参議院議員選挙の事務費に対するものです。

6ページの18款1項1目繰越金の前年度繰越金は、今回の補正の財源調整により増額するものです。

20款1項1目臨時財政策債は、今年度の発行限度額が決定したことによる減額です。

6目消防費の同報系・移動系防災行政無線整備事業については、県補助金で見込んでいたものを緊急防災減災対策事業債に変更するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第77号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。はじめに補正予算説明書の「歳出」からお願いいたします。「2款総務費」「3款民生費」「4款衛生費」10ページから13ページまでになります。質疑はございませんか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

この9ページ、財産管理費の市場集会所周辺町有地石積修繕工事ですが、これちょっと次の委員会あるいは最終日までに充分検討いただきたいと思うんですが、まず集会所の周辺という表示の方法がおかしいんじゃないかと思えます。場所分かりますけども、市場集会所の隣接している土地を町が購入したところですが、必要だから購入したわけであって、恐らく駐車場やなんかを使うということで、必要ということで購入したというふうに思えます。周辺という表記はいささか間違っておるんじゃないか。市場集会所の敷地の中じゃないのか。しかも町有地とわざわざ表現しなくてはならないというのほどこになんか理由があるのか。民地の工事をやるのかなど。周辺という言葉は全然関係のない違うところの石積みの修繕ができるのかというふうにもいろいろ考えられるところがあります。単純に考えれば、普通で考えれば市場集会所の石積の修繕工事でもいいわけですが、この辺のところを充分検討いただきたいと思えます。以上です。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今議員おっしゃられた周辺町有地石積修繕工事でございますが、市場集会所を新しく購入し町有地になった駐車場の部分の奥のあたり、いわゆる市神様が祀ってあるところの奥ですが、そこに1件住民の方の家があります。その境の石垣がはらんでしましまして、ちょっと危険な状態でございますので、ここを撤去し、コンクリートの擁壁を設置する工事でございます。この周辺町有地石積のネーミングにつきましてはまた検討させていただきたいと思います。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

ちょっともう1回確認ですが、市場の集会所の繋がるとる土地じゃなくて違うところなんですか。もう1回お聞きします、場所を勘違いしているかもしれません。市場の集会所に繋がっている土地だったら当然町有地として買ったところですので、必要なところとして買ったわけですので、そのこのところのはずですよ。だと思ったもんですから聞いたんですが、そうでない全然違う土地だったらこれは違うのかなと思いますので、そこを確認しておきます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

御園の上り口から集会所を望みまして奥に駐車場がございますが、その一番奥のあたりに石積みがあります。そのまた奥は住民の方、町有地借地料をもらっておるんですが、そこは町有地で、そこのお宅と駐車場の境のあたりに石積みがございますので、その石積みがどうもはらんできたということで危険でありますので、そこに擁壁を建設します。

議長（原田安生君）

はい、確認できましたか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

1回私も確認させてもらいます、現地を。本来なら飛び地だとか全然違うところだったら工事をやることがおかしいと思いますし、いくら町有地といえども、いわゆる赤線の近くだとか

ね。私がふと思ったのは、集会所のすぐそばの元々分かりやすく言うと北馬の敷地を購入したと思うんですよ。そのところは、もちろん駐車場に使うということで必要だから買ったと思いますので、必要だから当然集会所の敷地というふうになるはずだというふうに考えたんですが、わざわざ周辺っていうふうには書かなくてはならない理由が分からなかったもんですから、そこを確認したかったわけです。分かりました、すみません、もう一度現地を確認してみたら、また委員会あるいは最終日にいろいろお聞きしたいと思います。いずれにしても、周辺っていう書き方だとか、わざわざ町有地と書かなきゃならんという理由がどうもいろんなことを鑑みる表示になっていますので普通じゃないなど。普通なら集会所の石積みの修繕工事とあるはずですので、わざわざこうやって表記をしなければならない理由は、じゃあまた現場を見ながら確認をさせていただきます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、無いようですので続いて、「5款農林水産業費」「6款商工費」「7款土木費」「8款消防費」「9款教育費」「12款諸支出金」14ページから19ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で「歳出」の質疑を終わります。

次に「歳入」全般について質疑をお願いいたします。補正予算説明書の4ページから7ページまででございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、議案第77号の質疑を打ち切ります。

議案第78号

議長（原田安生君）

次に、日程第29、議案第78号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは予算書の7ページをお願いいたします。議案第78号 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年9月5日提出、東栄町長 村上孝治。

8ページをお願いします。令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,286千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正。歳入、第4款繰越金26千円、5款諸収入798千円、歳入合計824千円、計130,286千円。

10ページをお願いします。歳出、第1款総務費26千円、4款諸支出金798千円、歳出合計824千円、計130,286千円。

それでは、予算説明書の26ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費26千円の増でございますが、これにつきましては9節旅費の補正26千円ということで、年間を見込んだ場合、予算に不足が生じるため増額補正をさせていただくものです。

4款1項1目保険料還付金798千円の増でございますが、これは平成30年度の収納した過誤納分の保険料の還付に関する経費を増額補正させていただくものです。

24ページをお願いします。歳入、4款1項1目繰越金26千円の増、これにつきましては歳出の旅費の分に繰越金を充てるというものであります。

5款2項1目保険料還付金798千円の増ですが、これにつきましては保険料の還付金に充てるものでございます。以上です。

議長（原田安生君）

議案第78号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、議案第78号の質疑を打ち切ります。

議案第79号

議長（原田安生君）

次に、日程第30、議案第79号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

それでは補正予算書の 11 ページをご覧ください。議案第 79 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 9 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,544 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131,322 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、3 款繰入金 補正額 7,097 千円、4 款繰越金 1,553 千円の減、歳入合計 5,544 千円、計 131,322 千円。

歳出、1 款総務費 補正額 0 円、2 款簡易水道事業費 5,544 千円、歳出合計 5,544 千円、計 131,322 千円。

続いて、補正予算説明書の 34 ページをご覧ください。歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費 補正額 0 円。これは財源更正によるものです。

2 款 1 項 1 目水道管理費 補正額 5,544 千円。これは県代行事業、本郷下川農免線の改築工事に伴う水道管の施設工事の設計を行うものでございます。本年度は来年度工事施工予定の中電変電所から川角方面へ向かって、今現在法面の工事途中の付近を 250m ほど工事の設計を行う予定です。工事は来年度道路改築工事に合わせてする予定となっております。

32 ページをご覧ください。歳入、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 7,097 千円。これは歳出の水道管理費の補正に伴い、財源の一般会計繰入金を補正するものです。

4 款 1 項 1 目繰越金 1,553 千円の減。これは前年度の繰越金の確定に伴い補正するものでございます。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 79 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 79 号の質疑を打ち切ります。

議案第 80 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 31、議案第 80 号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

議案第80号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。令和元年9月5日提出、提出者 東栄町議会議員 山本典式、賛成者 東栄町議会議員 伊藤芳孝、東栄町議会議員 加藤彰男。

東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条により特別委員会を設置し、同報第98条第1項に係る事項を当委員会に付託するものとする。記。1、名称 東栄町議会決算特別委員会。2、設置の根拠 地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条による。3、目的 東栄町一般会計決算及び東栄町各特別会計決算の審査を行う。4、委員の定数、7名。以上であります。

議長（原田安生君）

議案第80号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案で議案第80号の質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第80号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号『東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について』の件は可決されました。

承認第1号

議長（原田安生君）

次に、日程第32、承認第1号『東栄町表彰審査委員会委員の選任について』の件を議題いたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

承認第1号 東栄町表彰審査委員会委員の選任について。東栄町表彰審査委員会委員に下記の者を選任したいので、東栄町表彰条例（昭和30年東栄町条例第31号）第4条の規定により、議会の承認を求める。令和元年9月5日提出、東栄町長 村上孝治。

記。それでは住所、氏名を朗読させていただきます。伊藤勝、伊藤光男、初澤宣亮、原田邦夫、堂地勝馬、佐々木経人、長野好孝、長谷五子、原さき子。

1、理由 任期満了による。2、任期 令和元年9月6日から令和3年9月5日まで。以上でございます。

議長（原田安生君）

承認第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

6番。

6番（伊藤真千子君）

地区を見ると御殿地区と三輪地区がないですけど、これはどうしてでしょうかね。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

全地区の方いらっしゃるというわけですが、表彰条例の中に学識経験者ですとか区長さんですとかそういった方から選任するという規定がございますので、その部分でその地区の人の該当がありませんと地区別に選んでいるわけではございませんので、どうしても偏ることがあります。以上です。

議長（原田安生君）

その他ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、承認第1号の質疑を打ち切ります。

本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、承認第1号『東栄町表彰審査委員会委員の選任につ

いて』の件は、原案のとおり同意されました。

同意案第5号

議長（原田安生君）

次に、日程第33、同意案第5号『東栄町教育委員会委員の任命について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第5号 東栄町教育委員会委員の任命について。東栄町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。令和元年9月5日提出、東栄町長 村上孝治。

記。氏名 伊藤芳子。選任理由、伊藤芳子委員の任期満了によるものであります。任期、令和元年10月1日から令和5年9月30日までです。

議長（原田安生君）

同意案第5号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で同意案第5号の質疑を打ち切ります。

本件は、人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。本件に、同意することに、ご異議はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号『東栄町教育委員会委員の任命について』の件は同意されました。

報告第3号

議長（原田安生君）

次に、日程第34、報告第3号『平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第3号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出、東栄町長 村上孝治。

1枚はねていただきたいと思います。財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。1. 財政健全化判断比率。健全化判断比率、平成30年度決算、早期健全化基準について説明します。実質赤字比率、赤字額は無いためハイフンとさせていただきます。早期健全化基準が15%です。連結実質赤字比率、こちらも赤字額が無いためハイフンでございます。健全化基準が20%。実質公債費率8.4%、健全化基準が25.0%。将来負担比率31.6%、早期健全化基準350.0%

2. 資金不足比率であります。資金不足比率、30年度決算、経営健全化基準について説明いたします。簡易水道特別会計、資金不足が生じないためハイフンとさせていただきます。経営健全化比率基準が20.0%。以下、公共下水道事業、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険東栄病院事業特別会計、これらにおきましても資金不足が生じていないため、ハイフンとさせていただきます。以上でございます。

議長（原田安生君）

報告第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

この財政健全化判断比率、これは早期健全化基準をいずれもクリアしとるということですが、1つ私が気になるのは実質公債費比率、これなんですけど、3年連続で約1ポイント上昇をしておるわけです。これはよそを見ましても53市町村見ておってもダントツのトップです、その上昇率は。それでこの基準が25%となっておるわけですが、実際には18%までいくと地方債の発行に県の許可が必要になってくるというようなことで大変なことになるわけなんですけど、大事なはその辺のところの実質公債費比率の将来推計なんですね。その辺のところをどのように考えてみえるのかということをお聞きしたいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

実質公債費比率に関しましては、議員のおっしゃるとおり本年度8.4%でございまして、平成28年、29年、30年度にかけてはほぼ1%ずつ上昇傾向があります。今後、防災行政無線

ですとか保健福祉センターの建設に伴いまして、借入は増加する見込みでございます。数字が何%になるかというのはその時でないと分かりませんが、今後上昇する見込みであります。今、財政シミュレーションというものを考察しているわけですが、数年後にピークを行いますので、この辺りで今の所数字、これは何%になるということは掴んでおりませんが、上昇傾向であるということは確かです。以上です。

議長（原田安生君）

他よろしいですか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

同じような質問なんですけど、上昇傾向にあるということ、実は今保育園やなんか建ったばかりで借金を返していませんよね、数字がのってきていない。これから保育園のいわゆる過疎債、借金がのってくるわけですよ。さらに病院関連のものをあれも建てる、これも建てる、防災行政無線もやるというときに、この数字はあまりにも異常に高い数字で非常に危険だとうたっておれんくらい危険な数字じゃないかなと、こんなふうに思うんです。特に今、実質公債費比率を1番議員が心配しておるとおっしゃっていましたが、私ももちろん同じです。これもそうですが、将来負担比率、これやなんかいわゆる財政的に大きな工場や会社を持っておる町は、法人税がたくさん入ってくるころは、結構この数字が高いところもあります。これは景気によっていっぺんに左右されますので、本当に1年や2年で変わってくんですが、こういった工場もなにもない、言ってみれば税収の少ない町はこの将来負担比率は1%超えただけでも大変なことだと思うんですよ。設楽町でも豊根村でもこれ0ですよ。新城でも0です。その中でもともと東栄町も0だったんですね。それが今こんなに跳ね上がっちゃって31まで跳ね上がった。これ基準が350だからまだまだ余裕があるなんて応用に構えているととんでもないことになる。いっぺんに跳ね上げていく数字なんです。今この数字を見ただけでも、東栄町も立っておれんくらい非常に厳しい数字じゃないかなと思うんですが、その辺の財政担当課の認識をお伺いしたいなと思います。

もう1つは、いわゆる経常収支率。これが97%ぐらいで借金を入れると実質100%を超えていますよね。経常収支比率が100%を超えるということは、いわゆる通常払わなければいけないことが収入よりも多くなっちゃっているということなんですよ。その数字が去年も一昨年も続いておる。さらにこれがまた続くっていうことになると、これはもう大変な状況にあるということをお伺いしますが、そんなふうには考えていらっしゃらないのでしょうか。財政担当課の方の認識をお伺いしたいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議員おっしゃられるとおり、経常収支比率も 0.4%下がったものの依然 97.4%ございます。これに関しましても人件費だとか物件費、交際費等が増加するとともに上昇するわけでございます。おっしゃるとおり、大変硬直性の高い財政状況であると思います。実質公債費比率につきましても 8.4%、将来負担比率に関しましても 9%上昇の 31.6%となりました。決して安易に考えているわけではなくて、厳しい状況だということは認識しております。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

2番（森田昭夫君）

大変厳しい状況だということを認識しとると言いながらも、これから借金を重ねるわけですよ。防災無線も9割、ほとんどが借金で5億だか6億かかるわけだよね。しかもさらにその上にいわゆる病院関係の建物をつくっていくという計画があるわけですが、財政当局としては止めることはないんですか。止めずにやっぱり町長がやりたいと言えどもどうぞ使ってくださいというふうになるんですか。これはやる余裕が既に無くなっているというふうに数字的には見えるんですが、考え方をお聞きしたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

まず数字の話をさせていただきますと、まず地方債、ここで保育園の建設とかありましたし、今年度来年度かけて防災行政無線あるいは保健福祉センターということで、そういった起債を利用していただいているわけでありまして。一時的に起債残高はそのところでピークが来るのかなと考えております。それからまたお示しをさせていただきたいと思いますが、地方債の償還につきましても、我々が今見ているのが令和4年か5年くらいが地方債の償還にはピークかなと。当然借りて払っていくものも出てくるわけですが、既に終わって減っていく方も片方あります。今回の業務報告書の中にありますように、地方債残高は去年も4億ほど借りておりますが、実際には5,000万くらいの増というところでありまして。それと実際に起債も全てと言ってもいいですが、高い交付税の歳入率を持ったものしか借りてございません。そういったことをしたときに確かに公債費率は一時的には上がってくると思いますが、今後その山を乗り越えた時にはまずはある程度のところで落ち着いてくるのかなと考えております。

それから将来負担比率が今回また上がりましたが、今回この数字を見てみますと、今回上がった原因としては、昨年保育園を建設するにあたりましては、約2億強の基金を取り崩しました。この基金というのは、この将来負担比率を出す場合の将来の負担額から引かれる充当緩和財源の1つであります。将来負担額というのは、主に地方債の残高ですが、それ以外には公営企業、下水とか簡水とかあるいは病院もそうですが、そういったところでの一般会計としての負担する繰入分、それとかあるいは退職手当組合の負担とか、そういったものを含まれてなかにありまして、実際にはそういったような総額は去年よりも減っております。そこへさらに基金を取り崩したことによって減ったことが今回の数字の変化となりましたので、当然来年の起債は借りますと起債残高は増えてきますが、まるまるその分が増えてくるわけではなくて、

当然返していく分もありますので、そういった中で先ほど申しましたように、やはり建設がある中は若干山があるかと思いますが、どうしても今やはり、何度かご説明させていただきましたように防災行政無線につきましても、どうしてもやらなければいけない事業でありますし、やはり医療関係につきましても、今まで長い間検討してきた中でこうしてやらせていただく説明をさせていただいております。そうした中でこの今のところを乗り切れるような財政運営の方をしていきたいと思っております。

それから経常収支比率が高くなっているのは、先ほど人件費の話もありましたが、人件費というよりも外に対するいろんな負担金だとか公債費も若干はありますが、そういったものが増えているのが私は大きな要因だと思っております。ですからこういった中でも、経常費の中でも削れないものあるいは節約できるものをどこかでしていくような財政運営をしながら、経常収支比率も抑えるような形で進めてまいりたいと思っております。以上であります。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3回目です。

2番（森田昭夫君）

いつもできるだけ有益な財政だとか無駄なものを省くと口では言うものの実際動いていない。町で本当に必要なものかどうかという、くどいようですが無いよりあった方がいいものはいくらでもあります。けどどうしてもやらなくてはならないというものは進めなくてはいけない。本当にグリーンハウスや天文台は町民にとって必要かどうか。本当に考えたことがあるのでしょうか。我々今この時代は、今我々が欲しい物を手に入れるということも必要ですけども、将来この町を担う人たちのために、言ってみれば夢を繋いでいくという考え方も絶対必要なことなんです。今進めているやり方は、将来の東栄町を担う人たちの夢を削って生きているようなもの、自分たちがおいしいものを食べているような気がします。言葉だけで逃げていくのではなくて、本当に必要なものかどうかを充分しっかり検討・協議する必要があると思うんです。例えば今度保健センターを考えるとかつくるとか言ってますけども、じゃあ下川診療所はどうするのか。あれを改装して修理して充分使えるのではないかと思いますよね。あちこちで空き家対策だとか、今回も空き家対策で予算が載っていますが、町では空き家をつくる一方じゃないですか。まだ中央小学校も空き家で残っている。あと保育園が2つも残っている。しかもこれで東栄病院まで空き家にする。今の下川診療所も使わなければあれも空き家にする。一方で空き家対策だと言って民間の住宅にお金をかけながら、町が率先して空き家をどんどん作っていく。あと使い道、目的も無しに仕事ばかり進めて行く。これでは町の財政が良くなることは絶対ないと思います。言葉ではなくて具体的にどうするかということをやっぱり充分検討する必要がある。議会とともに執行部も一緒に考えるべきだと思いますので、これは回答は結構ですが、そういったしっかりとした議論、きちんとした前を向いた議論ができるようなまちづくりを進めていただきたいなとこんなふうに思います。回答は結構です。

議長（原田安生君）

要望ですか。

（「要望です。」の声あり）

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今財政のことが出ましたので、その点では業務報告書の9ページから10ページの用語のところそれぞれ部分の財政健全化比率の説明等があります。先ほど監査意見書の中でも述べましたが、公債費負担比率について13.9という数字を述べさせていただいた部分は、ここにもありますように数字的に危惧していくとか注意していかなくてはいけないという点では、これが一番数字が近いかなということでそういう表現になっています。

今議論のある財政健全化判断比率については、それぞれの数字が実質公債費比率が8.4で将来負担比率が31.6。それは今ふたりの方が言われたようにこれをどういうふう考えていくのか、対応するのか前提ですが、一点設楽町のところで見ますと、例えば29年度で、今当然30年度決算ですから、実質公債費比率は8.9、28年度は9.1ということですが、設楽町の場合は将来負担比率は0というふうになっております。一方で豊根村さんですね、これで見ると実は21年から23年にかけて今の東栄町と同じような数字が出ているんですね。例えば21年度は実質公債費比率が9.6で将来負担比率が59.8と。その次の22年度は実質公債費比率が9.4で将来負担比率が29.6と。さらに経年で見るときに23年度は実質公債費比率が11.2で将来負担比率31.0というような経年があるんですね。実は豊根村さん24年には実質公債費率11.1なんですけど将来負担比率が0になるという経緯があるわけです。その点では今後財政シミュレーションを含めて東栄町の将来を考えるときに、今後豊根村さんの税収等多少違うわけですが、どういうふうに財政健全化を進めて行くのかという点を今後ぜひしていただきたいということで、それはなるべく急いでということもありますし、それを含めて出していただきたいと思っておりますので、そういうことを含めた意見ということでお願いいたします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

本当に心配していただくことはありがたいと思っておりますが、我々はこの指標を使いながら将来のことを考えていくという状況であります。病院問題も含めて、ただ建設をするという状況だけを言っておるわけではなく、今の経営状況もその都度ご説明をさせていただいたり赤字額も含めて、ただ建設をすれば当然その額が出るわけでありまして、指標が変わってくる。

それから一般財源についても私ども山間地については、今加藤議員が言われるように豊根村の税収関係と東栄町は違いますし、そういった状況の中、今の指標の中で健全をしていく、将来において破綻にならないように、当然当たり前の話でありますので、ここはしっかり進めてまいりたいと思っております。

それから以前もお話させていただきましたが、町の計画というものは、総合計画を含めて10

年間あり、それを中長期いわゆる前期と後期をし、そしてまた実施計画をつくっていく。こういう状況はご存知のとおりだと思います。その中で我々は全体の財政を見据えながら計画を立てていくわけです。本当にご心配をしていただく旨は重々私どもも胸に置いて今後のことを進めて行きますし、それから以前もお話をしましたように財政シミュレーションも今後たたなければいけない状況であります。必要でないものをやろうということをやっておるわけじゃないです。先ほど2番議員さんが言われますように、町長がやりたいからやるわけじゃないのでその辺はぜひ誤解のないようにお願いしたいと。従って計画のない無頓着な事業をやろうとしとるわけじゃありませんので、その辺のところはしっかり将来を見据えて計画に沿って進めて行くという状況は、しっかりまた議会にもそれぞれお示しをし、議論をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。報告第3号を終わります。

委員会付託

議長（原田安生君）

以上で、本日上程されました案件の審査が日程どおりすべて終了いたしました。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました案件を除く 29 案件につきましては、決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局 付託表の配布

お諮りいたします。ただ今、お配りした「議案付託表」のとおり 29 案件を決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

散会

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

<散会 15:12>